

# 四半期報告書

(第11期第1四半期)

エン・ジャパン株式会社

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	3
3 【関係会社の状況】 .....	3
4 【従業員の状況】 .....	3
第2 【事業の状況】 .....	4
1 【生産、受注及び販売の状況】 .....	4
2 【事業等のリスク】 .....	5
3 【経営上の重要な契約等】 .....	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	5
第3 【設備の状況】 .....	7
第4 【提出会社の状況】 .....	8
1 【株式等の状況】 .....	8
2 【株価の推移】 .....	16
3 【役員の状況】 .....	16
第5 【経理の状況】 .....	17
1 【四半期財務諸表】 .....	18
2 【その他】 .....	24
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	25

四半期レビュー報告書

確認書

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成22年5月13日

**【四半期会計期間】** 第11期第1四半期(自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)

**【会社名】** エン・ジャパン株式会社

**【英訳名】** en-japan inc.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 鈴木孝二

**【本店の所在の場所】** 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

**【電話番号】** 03(3342)4506

**【事務連絡者氏名】** 取締役 山崎晋一

**【最寄りの連絡場所】** 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

**【電話番号】** 03(3342)4506

**【事務連絡者氏名】** 取締役 山崎晋一

**【縦覧に供する場所】** 株式会社大阪証券取引所  
(大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期 第1四半期 累計(会計)期間	第11期 第1四半期 累計(会計)期間	第10期
会計期間	自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日	自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日	自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日
売上高 (千円)	2,963,341	2,118,865	10,209,242
経常利益 (千円)	186,747	304,972	1,212,905
四半期(当期)純利益 (千円)	110,189	148,001	459,529
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	967,326	968,724	968,495
発行済株式総数 (株)	245,538	245,646	245,624
純資産額 (千円)	12,452,346	13,009,559	12,962,986
総資産額 (千円)	14,332,488	14,109,572	14,064,460
1株当たり純資産額 (円)	53,434.83	55,800.05	55,605.54
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	466.90	634.85	1,965.24
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	466.05	633.53	1,961.26
1株当たり配当額 (円)	—	—	800
自己資本比率 (%)	86.9	92.2	92.2
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△ 200,517	795,312	△305,285
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△ 514,850	△351,020	328,593
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△ 1,308,737	△170,522	△1,466,064
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	5,633,108	6,488,220	6,214,449
従業員数 (名)	960	618	634

(注) 1 売上高には、消費税等及び地方消費税(以下「消費税等」)は含まれておりません。

2 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結経営指標等については記載しておりません。

3 当社が有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準等からみて重要性の乏しい関連会社であるため記載を省略しております。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社及び当社の関係会社において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第1四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年3月31日現在

従業員数(名)	618
---------	-----

(注) 1 従業員は就業人員であり、他社への出向者2名及び臨時従業員5名は含んでおりません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当社の主たる業務は、ネット求人広告掲載料の売上であるため、生産に該当する事項がありません。よって生産実績に関する記載はしていません。

#### (2) 受注実績

当第1四半期会計期間における受注実績をサイト別に示すと、次のとおりであります。

区分	受注高 (千円)	前年同四半期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同四半期比 (%)
中途採用関連事業				
[en]社会人の転職情報	955,096	115.7	206,475	62.0
[en]転職コンサルタント	211,254	114.7	310,350	51.6
[en]派遣のお仕事情報	453,716	95.7	481,238	55.4
[en]本気のアルバイト	195,013	117.4	54,273	58.3
その他	22,919	94.9	2,690	252.6
新卒採用関連事業				
[en]学生の就職情報	230,042	198.1	45,954	63.5
その他	46,008	111.7	2,835	152.8
教育・評価関連事業	167,628	310.8	128,685	172.3
その他	1,800	—	1,800	—
合計	2,283,481	121.1	1,234,302	60.3

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 中途採用関連事業、新卒採用関連事業における「その他」とは、適性テスト等であります。

3 「その他」とは、ウェディング事業であります。

#### (3) 販売実績

当第1四半期会計期間における販売実績をサイト別に示すと、次のとおりであります。

区分	販売高 (千円)	前年同四半期比 (%)
中途採用関連事業		
[en]社会人の転職情報	956,525	88.0
[en]転職コンサルタント	234,916	54.1
[en]派遣のお仕事情報	449,013	58.1
[en]本気のアルバイト	190,339	94.5
その他	21,864	93.4
新卒採用関連事業		
[en]学生の就職情報	184,088	50.2
その他	43,173	105.4
教育・評価関連事業	38,943	105.7
合計	2,118,865	71.5

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 中途採用関連事業、新卒採用関連事業における「その他」とは、適性テスト等であります。

## 2 【事業等のリスク】

当第1四半期会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

## 3 【経営上の重要な契約等】

「株式給付信託(J-ESOP)制度」導入について

当社は、平成22年2月19日開催の取締役会において、従業員福利厚生サービスの一環である「株式給付信託(J-ESOP)制度」の導入を決議いたしました。

本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約については下記の通りとなります。

本信託契約の締結日	: 平成22年3月30日
金銭を信託する日	: 平成22年4月1日
本制度に係る株式給付規程の効力発生日	: 平成22年4月1日
本信託設定日において当社が信託する金額	: 1,406,999,616円

## 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 経営成績の分析

当第1四半期会計期間におけるわが国経済は、欧米諸国を中心とした景気浮揚策や金融安定化策等による海外景気の回復傾向を受け、輸出関連企業など一部業種には業績回復の兆しが見られました。しかしながら、依然として物価の下落傾向は止まらず、デフレによる経済回復の遅れが懸念される厳しい状況で推移いたしました。

雇用情勢につきましては、2010年に入り完全失業率及び有効求人倍率は2009年より若干改善しているものの、本格的な回復には至っておりません。

このような状況の中、当社は従来の採用支援サービスに加え、2010年より本格開講した会員制ビジネス教育講座「[en]カレッジ」の営業活動を強化いたしました。採用には慎重な企業も、既存社員のスキルアップにつながるサービスに対するニーズは高く、「[en]カレッジ」の受注は順調に推移いたしました。また、助成金の活用により、新入社員向けセミナーを受講する企業が従来よりも多くなり、教育・評価事業の売上高は前年同四半期比5.7%増となりました。

一方、中途・新卒ともに企業の採用意欲は力強い回復とはならなかったことから、採用関連事業は前年同四半期を下回る結果となりました。

経費につきましては、オフィスの統廃合による地代家賃の減少や広告宣伝費・販売促進費の効率的な活用、業務の効率化等により前年同四半期から大幅に削減いたしました。

その結果、当第1四半期会計期間の売上高は2,118百万円（前年同四半期比28.5%減）、営業利益は326百万円（前年同四半期比64.9%増）、経常利益は304百万円（前年同四半期比63.3%増）、四半期純利益は148百万円（前年同四半期比34.3%増）となりました。



## (2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末における資産合計は、前事業年度末に比べ45百万円増加し、14,109百万円となりました。これは、未収法人税及び未収消費税が減少したものの、現金及び預金が増加したことが主な要因であります。

また、負債合計につきましては、前事業年度末に比べ1百万円減少し、1,100百万円となりました。これは、未払金が減少したものの、賞与引当金が増加したことが主な要因であります。

純資産につきましては、前事業年度末に比べ46百万円増加し、13,009百万円となりました。これは配当金の支払により剰余金が減少したものの、その他有価証券評価差額金が増加したことが主な要因であります。

## (3) キャッシュ・フローの状況

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期会計期間における営業活動の結果増加した資金は、795百万円（前年同四半期は200百万円の減少）となりました。これは、税金等調整前四半期純利益260百万円、未収消費税等の減少266百万円があったことなどが主な要因であります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期会計期間における投資活動の結果使用した資金は、351百万円（前年同四半期比31.8%減）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出152百万円、無形固定資産の取得による支出202百万円があったことが主な要因であります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期会計期間における財務活動の結果使用した資金は、170百万円（前年同四半期比87.0%減）となりました。これは、配当金の支払額167百万円、リース債務の返済による支出3百万円があったことが主な要因であります。

## (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

## (5) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、前事業年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	936,000
計	936,000

##### ② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成22年5月13日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業 協会名	内容
普通株式	245,646	245,646	大阪証券取引所 (ニッポン・ニュー・マーケ ットー「ヘラクレス」市場)	—
計	245,646	245,646	—	—

(注) 1 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

2 提出日現在の発行数には、平成22年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

①旧商法第280条ノ19の規定に基づくストックオプションの内容は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成13年3月30日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	272
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 20,799
新株予約権の行使期間	平成15年4月1日～ 平成23年3月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,799 資本組入額 10,400
新株予約権の行使の条件	権利行使時において、当社の取締役又は従業員の地位にあること。ただし、会社都合により他社役員又は、従業員となった場合は権利行使を認める。対象者の相続人による新株引受権の行使は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 発行価額の調整

株式の分割及び時価を下回る価格で新株を発行(転換社債の転換、新株引受権証券による権利行使及び旧商法第280条ノ19に基づく新株引受権行使の場合を含まない)するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金}}{1 \text{株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

また、権利付与日以降に当社が株式の分割又は併合を行う場合は、発行価額は分割又は併合の比率に応じ比例して調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

2 発行株数の調整

平成14年3月28日開催の第2回定時株主総会において、株式数の調整条項追加について特別決議されております。

権利付与日以降当社が株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる端株未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が新株引受権を行使していない新株引受権の目的たる株式の数について行われるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3 平成14年2月20日付で1株につき3株に株式分割を実施しております。

4 平成15年8月20日付で1株につき2株、平成15年10月20日付で1株につき3株に株式分割を実施しております。

5 平成16年6月1日付けで事業を承継した株式会社日本ブレーンセンターに対し、時価以下の新株を発行したことに伴い、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の項目を調整しております。

6 平成16年9月17日付で1株につき2株に株式分割を実施しております。

株主総会の特別決議日(平成14年3月28日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	146
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 66,555
新株予約権の行使期間	平成16年4月1日～ 平成24年3月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 66,555 資本組入額 33,278
新株予約権の行使の条件	権利行使時において、当社の取締役又は従業員の地位にあること。ただし、会社都合により他社役員又は、従業員となった場合は権利行使を認める。対象者の相続人による新株引受権の行使は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 発行価額の調整

株式の分割及び時価を下回る価格で新株を発行(転換社債の転換、新株引受権証券による権利行使及び旧商法第280条ノ19に基づく新株引受権行使の場合を含まない)するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金}}{1 \text{株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

また、権利付与日以降に当社が株式の分割又は併合を行う場合は、発行価額は分割又は併合の比率に応じ比例して調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

2 発行株数の調整

権利付与日以降当社が株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる端株未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が新株引受権を行使していない新株引受権の目的たる株式の数について行われるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

3 平成15年8月20日付で1株につき2株、平成15年10月20日付で1株につき3株に株式分割を実施しております。

4 平成16年6月1日付けで事業を承継した株式会社日本ブレンセンターに対し、時価以下の新株を発行したことに伴い、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の項目を調整しております。

5 平成16年9月17日付で1株につき2株に株式分割を実施しております。

②平成13年改正旧商法第280条ノ20及び平成13年改正旧商法第280条ノ21の規定に基づくストックオプションの内容は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成15年3月28日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	396
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	396
新株予約権の行使時の払込金額(円)	55,547
新株予約権の行使期間	平成17年4月1日～ 平成25年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 55,547 資本組入額 27,774
新株予約権の行使の条件	① 当社の監査役及び従業員は、権利行使時においても、当社の役員又は従業員であることを要する。ただし、当社都合により他社役員又は従業員となった場合には権利行使を認める。 ② 当社の取引先の役員は、権利行使時においても、当社の業績向上に寄与していると判断され、かつ当社取引先の役員又は従業員であることを要する。 ③ 対象者の相続人による権利行使は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 発行価額の調整

時価を下回る価格で新株を発行(新株予約権の行使、商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の商法に定める第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く)又は自己株式を処分する場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{新規発行又は処分前の1株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、当社の合併、株式交換、会社分割等により、払込金額の調整を必要とする場合、取締役会が適切と判断する払込金額に変更されるものとする。

2 発行株数の調整

新株予約権を発行する日(以下「発行日」という)後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により目的たる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、発行日後、当社の合併、株式交換、会社分割等により、目的たる株式数の調整を必要とする場合、取締役会が適切と判断する株式数に変更されるものとする。

3 平成15年8月20日付で1株につき2株、平成15年10月20日付で1株につき3株に株式分割を実施しております。

4 平成16年6月1日付けで事業を承継した株式会社日本ブレインセンターに対し、時価以下の新株を発行したことに伴い、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の項目を調整しております。

5 平成16年9月17日付で1株につき2株に株式分割を実施しております。

株主総会の特別決議日(平成16年3月30日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	3,382
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,382
新株予約権の行使時の払込金額(円)	193,173
新株予約権の行使期間	平成18年4月3日～ 平成26年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 193,173 資本組入額 96,587
新株予約権の行使の条件	① 当社の取締役及び従業員は、新株予約権の権利行使時においても、当社の役員又は従業員であることを要する。ただし、当社都合により他社役員又は従業員となった場合には権利行使を認める。 ② 当社の取引先の役員及び取引先事業主は、新株予約権の権利行使時においても、当社の業績向上に寄与していると判断され、かつ当社取引先の役員又は従業員であることを要する。ただし、当社の役員又は従業員となった場合には権利行使を認める。 ③ 対象者の相続人による権利行使は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 発行価額の調整

時価を下回る価格で新株を発行(新株予約権の行使、商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の商法に定める第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く)又は自己株式を処分する場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{新規発行又は処分前の1株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

2 発行株数の調整

新株予約権を発行する日(以下「発行日」という)後、当社が株式分割を行う場合はその割当基準日の翌日に、株式併合を行う場合はその効力発生日に、次の算式により目的たる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、発行日後、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

3 平成16年6月1日付けで事業を承継した株式会社日本ブレーンセンターに対し、時価以下の新株を発行したことに伴い、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の項目を調整しております。

4 平成16年9月17日付で1株につき2株に株式分割を実施しております。

株主総会の特別決議日(平成17年3月29日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	111
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	111
新株予約権の行使時の払込金額(円)	385,000
新株予約権の行使期間	平成19年4月2日～ 平成27年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 385,000 資本組入額 192,500
新株予約権の行使の条件	① 当社の従業員は、新株予約権の権利行使時においても、当社の役員又は従業員であることを要する。ただし、当社都合により他社役員又は従業員となった場合には権利行使を認める。 ② 対象者の相続人による権利行使は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 発行価額の調整

時価を下回る価格で新株を発行(新株予約権の行使、商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の商法に定める第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く)又は自己株式を処分する場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{新規発行又は処分前の1株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分株式数}}$$

2 発行株数の調整

新株予約権を発行する日(以下「発行日」という)後、当社が株式分割を行う場合はその割当基準日の翌日に、株式併合を行う場合はその効力発生日に、次の算式により目的たる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、発行日後、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。



株主総会の特別決議日(平成18年3月29日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	159
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	159
新株予約権の行使時の払込金額(円)	653,000
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日～ 平成28年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 653,000 資本組入額 326,500
新株予約権の行使の条件	① 当社の従業員は、新株予約権の権利行使時においても、当社の役員又は従業員であることを要する。ただし、当社都合により他社役員又は従業員となった場合には権利行使を認める。 ② 対象者の相続人による権利行使は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 発行価額の調整

時価を下回る価格で新株を発行(新株予約権の行使、商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の商法に定める第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く)又は自己株式を処分する場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{新規発行又は処分前の1株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分株式数}}$$

2 発行株数の調整

新株予約権を発行する日(以下「発行日」という)後、当社が株式分割を行う場合はその割当基準日の翌日に、株式併合を行う場合はその効力発生日に、次の算式により目的たる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、発行日後、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- (3) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年1月1日～ 平成22年3月31日 (注)1	22	245,646	228	968,724	228	1,435,289

- (注) 1 新株予約権の行使による増加であります。  
2 平成22年1月1日から平成22年3月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が22株、資本金及び資本準備金がそれぞれ228千円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成21年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 12,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 233,124	233,124	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	245,624	—	—
総株主の議決権	—	233,124	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が15株含まれております。

② 【自己株式等】

平成21年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) エン・ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿 6-5-1	12,500	—	12,500	5.09
計	—	12,500	—	12,500	5.09

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 1月	2月	3月
最高(円)	115,000	109,500	125,000
最低(円)	99,800	101,000	107,300

(注) 株価は、大阪証券取引所ヘラクレス市場におけるものであります。

## 3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第1四半期会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び当第1四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）に係る財務諸表、並びに当第1四半期会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び当第1四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3 四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第5条2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュフローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】  
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成22年3月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	7,688,220	6,214,449
受取手形及び売掛金	924,300	980,393
貯蔵品	9,560	9,125
未収消費税等	—	266,184
未収還付法人税等	852,947	1,042,661
その他	273,324	207,523
貸倒引当金	△5,417	△13,844
流動資産合計	9,742,935	8,706,494
固定資産		
有形固定資産	※1 710,865	※1 541,769
無形固定資産	1,035,704	1,080,517
投資その他の資産		
その他	2,651,833	3,761,263
貸倒引当金	△31,766	△25,585
投資その他の資産合計	2,620,066	3,735,678
固定資産合計	4,366,636	5,357,965
資産合計	14,109,572	14,064,460
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	29,014	38,226
リース債務	13,425	12,190
賞与引当金	186,294	78,969
その他	855,738	956,896
流動負債合計	1,084,473	1,086,282
固定負債		
リース債務	15,539	15,191
固定負債合計	15,539	15,191
負債合計	1,100,012	1,101,473
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	968,724	968,495
資本剰余金	1,435,289	1,435,060
利益剰余金	12,417,337	12,455,834
自己株式	△2,038,386	△2,038,386
株主資本合計	12,782,964	12,821,003
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	226,595	141,982
評価・換算差額等合計	226,595	141,982
純資産合計	13,009,559	12,962,986
負債純資産合計	14,109,572	14,064,460

(2) 【四半期損益計算書】  
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
売上高	2,963,341	2,118,865
売上原価	548,828	403,939
売上総利益	2,414,513	1,714,925
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	764,739	502,370
広告宣伝費	683,559	330,235
その他	768,311	556,036
販売費及び一般管理費合計	2,216,609	1,388,643
営業利益	197,903	326,281
営業外収益		
受取利息	9,468	4,775
その他	7,128	8,295
営業外収益合計	16,597	13,071
営業外費用		
投資事業組合運用損	25,053	29,145
その他	2,699	5,235
営業外費用合計	27,753	34,381
経常利益	186,747	304,972
特別損失		
事務所移転費用	38	—
訴訟関連損失	—	26,554
投資有価証券評価損	—	17,877
特別損失合計	38	44,432
税引前四半期純利益	186,709	260,540
法人税、住民税及び事業税	9,327	184,930
法人税等調整額	67,192	△72,392
法人税等合計	76,520	112,538
四半期純利益	110,189	148,001

## (3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前四半期純利益	186,709	260,540
減価償却費	200,827	198,282
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	5,022	△2,245
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△14,051	107,325
受取利息及び受取配当金	△9,468	△4,775
為替差損益 (△は益)	—	△345
投資事業組合運用損益 (△は益)	25,053	29,145
投資有価証券評価損益 (△は益)	—	17,877
売上債権の増減額 (△は増加)	703,217	56,093
仕入債務の増減額 (△は減少)	△86,200	△9,211
未払金の増減額 (△は減少)	△341,852	△49,011
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	15,891	267,478
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	△303,985	△28,036
その他の固定資産の増減額 (△は増加)	20,888	△49,066
小計	402,052	794,049
利息及び配当金の受取額	4,545	1,578
法人税等の支払額	△607,114	△315
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△200,517</b>	<b>795,312</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	△32,648	△152,981
無形固定資産の取得による支出	△94,280	△202,529
投資有価証券の取得による支出	△387,500	—
投資有価証券の売却による収入	—	3,408
敷金及び保証金の回収による収入	—	1,000
保険積立金の積立による支出	△1,105	—
その他の支出	△12	△5
その他の収入	697	87
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△514,850</b>	<b>△351,020</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
株式の発行による収入	4,159	457
自己株式の取得による支出	△484,629	—
配当金の支払額	△828,267	△167,623
リース債務の返済による支出	—	△3,356
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△1,308,737</b>	<b>△170,522</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	8	1
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△2,024,096	273,771
現金及び現金同等物の期首残高	7,657,204	6,214,449
現金及び現金同等物の四半期末残高	5,633,108	6,488,220

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

該当事項はありません。

【簡便な会計処理】

当第1四半期累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)	
1	<p>一般債権の貸倒見積高の算定方法 当第1四半期会計期間末の貸倒実績率等が前事業年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前事業年度末の貸倒実績率等の合理的な基準を使用して一般債権の貸倒見積高を算定しております。</p>
2	<p>固定資産の減価償却費の算定方法 定率法を採用している資産については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。</p>
3	<p>法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前事業年度末以降に経営環境等、かつ一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前事業年度末において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。</p>

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成22年3月31日)	前事業年度末 (平成21年12月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 1,156,951千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 1,105,115千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 6,633,108千円	現金及び預金 7,688,220千円
預入期間が3か月超の定期預金 <u>△1,000,000千円</u>	預入期間が3か月超の定期預金 <u>△1,200,000千円</u>
現金及び現金同等物 5,633,108千円	現金及び現金同等物 6,488,200千円



(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成22年3月31日)及び当第1四半期会計累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式(株)	245,646

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式(株)	12,500

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年3月30日 定時株主総会	普通株式	186,499	800	平成21年12月31日	平成22年3月31日	利益剰余金

5 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前事業年度末と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

当社の所有する有価証券は、会社の事業の運営において重要なものではありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社が所有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準等からみて重要性の乏しい関連会社であるため記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

## 1 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成22年3月31日)	前事業年度末 (平成21年12月31日)
55,800円05銭	55,605円54銭

## 2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

前第1四半期累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)		当第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	
1株当たり四半期純利益	466円90銭	1株当たり四半期純利益	634円85銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	466円05銭	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	633円53銭

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	前第1四半期累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
四半期損益計算書上の四半期純利益(千円)	110,189	148,001
普通株式に係る四半期純利益(千円)	110,189	148,001
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	236,003	233,129
四半期純利益調整額(千円)	—	—
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた普通株式増加数(株)		
新株引受権	320	290
新株予約権	109	195
普通株式増加数(千株)	429	485
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 5月13日

エン・ジャパン株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田 櫓 孝 次 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 須 藤 修 司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているエン・ジャパン株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第10期事業年度の第1四半期累計期間(平成21年1月1日から平成21年3月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、エン・ジャパン株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 5月12日

エン・ジャパン株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 須藤 修司 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 聡 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているエン・ジャパン株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第11期事業年度の第1四半期会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、エン・ジャパン株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	確認書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の8第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成22年5月13日
<b>【会社名】</b>	エン・ジャパン株式会社
<b>【英訳名】</b>	en-japan inc.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 鈴木孝二
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	—
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社大阪証券取引所  (大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 鈴木孝二は、当社の第11期第1四半期(自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。



